

「太陽光発電施設の設置等に関する条例」説明会でいただいた質問及び宮城県の回答

令和4年8月23日

令和4年8月4日に開催した、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の説明会においていただいた質問と、それに対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

箇所	御質問の内容（要旨）	宮城県の考え方
第2条 定義	PV及びPCSの設置箇所から受電箇所まで 自営線を設置する場合、当該自営線の敷地も 事業区域に含まれますでしょうか。	自営線の設置状況など個別で判断すべき事項 であるため、図面をお持ちになり担当課へ御 相談ください。
	個人で運営している太陽光も50kW以上も 対象でしょうか？	運営者が個人か法人かを問わず、発電出力が 50kW以上の地上設置の太陽光発電施設は 本条例の対象となります。
	本太陽光条例において、環境影響評価の1種ま たは2種への変更点も盛り込まれていますでし ょうか。例えば面積要件、発電容量等、お教 えください。	環境影響評価条例との関係についての御質問 と認識してお答えします。 環境影響評価条例と、本条例では、それぞれ 異なる要件が設定されています。 どちらも対象となる施設の場合は、それぞれ 手続きが必要です。
	着工の定義はございますでしょうか。造成工 事からという理解でよろしいでしょうか。	造成工事と分類される杭打ちや地盤改良、山 留め、根切りといった行為はもちろん、木竹 の伐採といった行為も着工に該当します。
第3条 事業者の責 務	太陽光発電所のPML評価で想定される損害が 小さいため、地震保険には加入しておりませ ん。必須とお考えでしょうか。	原則として、各種保険には加入していただく こととなりますが、各事業の実情に合わせて 加入の要否を検討してください。ただし、県 の調査等により、加入の必要性が高いと判断 された事業については、保険加入を指導する 場合がありますので、疑問等がある場合は具 体的な事例を提示して担当部署に相談してく ださい。
第4条 地域住民等 への説明等	近隣住民がいないような土地であれば、当然、 住民説明は不要と考えてよろしいでしょうか。	設置場所の環境等により、影響を受ける住民 の範囲が異なりますので、近隣住民がいない 場合であっても、まずは事業区域を所管する 市町村や周辺の行政区長等に相談してくださ い。 許可申請や事業計画届出書を御提出いただく 際は地域住民等説明実施記録（別紙2）を御 提出いただきますが、市町村や行政区長等へ 事業計画を説明した上で、他に説明対象者が いなかったことを確認した場合は、その旨を 地域住民等説明実施記録に記載して県へ提出 してください。
	自社敷地内への設置の場合でも住民説明は必 要ですか。	自社敷地内への設置の場合でも、地域住民等 へ説明を行う義務があります。

箇所	御質問の内容（要旨）	宮城県の考え方
第5条 設置規制区域	土砂災害警戒区域マップで、「土塊の到達範囲」となっている箇所は、「設置規制区域ではない」という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
第8条 変更許可	変更許可申請について。既存発電所において、パネルが廃盤となり異なる型式、出力のパネルを採用した場合、数十ワット程度の出力の変更が頻繁に発生します。すべての場合において変更許可が必要か、●%以上の出力変更の際に届け出が必要か、など変更許可申請の基準はありますか。	設置規制区域内に設置している施設の変更の場合、施行規則第9条に、軽微変更届出の対象となる行為が列挙されています。この内容に該当する行為以外はすべて変更許可申請の対象となります。 ただし、知事が変更許可が不要と認めるものは軽微変更届出で足りるので個別にご相談ください。
	パネル1枚割れて交換する場合、同じ出力が手に入らない場合で交換する場合変更許可または届出が必要ですか。	なお、パネル1枚の交換については軽微変更届出で足りるものとしします。
	P19：（ハ）事業区域を縮小する場合や、発電所までの通路の確保のために土地を拡大する場合は、許可申請は必要ですか。	設置規制区域内に設置している施設の変更の場合、施行規則第9条に、軽微変更届出の対象となる行為が列挙されています。この内容に該当する行為以外はすべて変更許可申請の対象となります。 例示されている行為は、変更許可申請が必要となる行為です。
	前述の「既存発電所において、パネルが廃盤となり異なる型式、出力のパネルを採用した場合、数十ワット程度の出力の変更が頻繁に発生します。すべての場合において変更許可が必要か」とありましたが、この際、経産省へ変更認定申請をおこなったうえで交換作業を行うが、経産省からの認定書の提出で県の許可を受けることはできないでしょうか？	FIT認定手続きと本条例の手続きは別の取扱いとなります。FIT認定手続きと本条例の手続きは、互いに省略することなく行ってください。 また、国の認定書は県の許可を保証するものではありません。
第12条 維持管理等	維持管理等計画の公表方法をご教授ください。	地域住民等が確認しやすい方法をとってください。 例として、事業者ホームページへの掲載や事業区域の看板とともに掲示する等が挙げられます。
	既存施設の事業者です。当社所有の土地の一部に太陽光発電所を設けていますが、「維持管理計画」は必要なのでしょうか？	合計出力50kW以上の太陽光発電施設（屋根置きを除く）の設置ではすべて維持管理等計画の作成及び公表が義務付けられています。 自社所有の土地において、自家消費目的で設置する場合でも維持管理等に関する規定を遵守する必要があります。
	維持管理等計画書について、保守管理業務をO&M事業者に委託している場合、計画書の主体はO&M事業者となるのでしょうか？	維持管理等計画書の主体は、太陽光発電事業者となります。その上で、維持管理等計画書の維持管理等責任者欄にはO&M事業者の情報を記載してください。

箇所	御質問の内容（要旨）	宮城県の考え方
第12条 維持管理等	電気事故の報告はどの程度の事故以上（何kW以上の破損、停止など）になりますか。	原則として、電気事業法に規定する事故報告の基準に準拠して報告の程度を判断しますが、状況に応じて個別に判断する場合があります。
	土砂災害等の災害や事故の報告の報告する事故の程度・基準があればご教授下さい。	小規模の破損や停止については、事前に電話等で御相談いただき、その後の対応について指示を受けてください。
	施設内機器、ケーブルなどの盗難被害は、“事故”扱いになりますか。	事故報告の程度は個別の事案で判断することになります。 盗難被害により、長期間にわたり発電事業が実施できなくなる、または周辺地域に影響を及ぼす場合は事故として取り扱う場合もあります。
	維持管理のための年次、月次点検については天候等により突然変更される場合もあると思うがそれも告知するのでしょうか？	維持管理等計画の公表に関する質問と解してお答えします。 維持管理等計画の公表（変更後の計画の公表を含む）は義務となっています。 しかし、維持管理等の実施日程が計画時と異なった場合でも、天候の影響を受けた場合のような一時的な変更は、やむを得ない事情によるものと認め、変更後の計画の公表を行うことは要しません。 ただし、自社の都合等により維持管理等計画に継続的な変更を生じた場合は、変更後の維持管理等計画を公表する必要があります。 なお、設置規制区域内の施設についての県への手続きに対する御質問であった場合も、上記と同様の考え方となります。
	維持管理計画の公表期限をご教示ください。	既存施設の場合は、令和5年3月31日を、公表を開始する期限としています。 その他の施設は、運転開始までに公表してください。
	資料2-16 規制区域外の維持管理計画書は添付不要となっていますが資料2-24では全ての発電事業者に、計画に基づく点検維持を求めています。これは計画書の提出が不要だけで、実際には作成して、それに基づき維持管理を行うという意味でしょうか。	お見込みのとおりです。
	P28：土砂災害などの災害について事故報告書の提出の有無は市町村に確認を取ればいいですか。	本条例に基づく事故報告については、県で要否を判断します。確認は県に行ってください。他法令や市町村条例により報告が義務付けられている場合や事故の規模が大きい場合は、別途市町村にも確認を行ってください。

箇所	御質問の内容（要旨）	宮城県の考え方
第12条 維持管理等	維持管理方法の届出は再生可能エネルギー電子申請で維持管理について報告している内容と同じで構わないでしょうか？	「再生可能エネルギー電子申請」とはFIT認定申請のことと認識してご説明します。 維持管理等計画の提出が必要となるのは、事業区域が設置規制区域内に存在する場合は、維持管理等計画の提出の様式は県ホームページに掲載していますので、お手数ですが国に報告している内容と共通する項目は、その部分を転記して提出してください。
	維持管理作成書を作成したことがないのですが、記入例とかございますか？何を参考にして記載すればいいのでしょうか？また内容について設置場所に公表しようと思っているのですが、膨大な文章量にはならないでしょうか？	出力50kW以上の施設は電気事業法により、保安規程の作成が義務付けられています。本条例の維持管理等計画も保安規定を基に作成できるかと存じます。 維持管理等計画の公表に係る参考様式は、手引書とともに公開する予定です。
	維持管理等計画の公表について、発電所設置場所に掲出する場合、点検の時期・内容・方法以外の維持管理責任者などは、電気事業法に基づき標識で公表されていると理解しております。 この点、維持管理等計画の公表にあたっては点検の時期などを追加で掲出すれば足りるということでしょうか？	再エネ特措法により、太陽光発電施設に標識の掲出が義務付けられています。 既に掲出しており、かつ、太陽光発電施設に掲示する方式で維持管理等計画の公表を行うのであれば、標識の内容に加えるように公表してください。
	現在、県内に数か所の発電所がありますが、各書類を提出する際、市町村にも提出する必要がありますか。 また、維持管理等計画は各々別々に作成しなければなりませんか。	本条例に関する書類の提出先は県になります。維持管理等計画は、発電施設の実態に即した管理が可能なのであれば同一の事項があっても構いません。
	維持管理等計画の公表について、掲示する大きさや内容を統一してほしい。	公表すべき内容については、最低限含めるべき内容を下記のとおりとしています。 ① 維持管理等の責任を負う者の氏名、住所及び連絡先 ② 維持管理等を委託する場合は、その委託先の氏名、住所及び連絡先 ③ 月次点検の時期、内容及び方法 ④ 年次点検の時期、内容及び方法 また、公表方法は掲示に限定しておりません。施設ごとに、実情に則した対応をとってください。
	維持管理等計画のひな型をお示し頂けないでしょうか？	県ホームページにて公開させていただきます。

箇所	御質問の内容（要旨）	宮城県の考え方
第14条 廃止	廃止されたあとに、パネル等が適正に廃棄されたかを誰が確認するのですか。 たまたま埋設する業者がいます。その防止方法は。	廃止届には現況写真やその後の措置内容を添付していただくため、その内容や、必要に応じた資料提出等により廃棄状況を確認します。 なお、産業廃棄物の埋設は違法行為であり、廃掃法により罰せられます。
第16条 報告の徴収 及び立入検査	P6：報告、資料の提出とあるが、年報報告は含めますか。	本条例では年次報告は求めていません。 ですが、県からの指導の一環として報告や資料の提出を求められる場合がありますので、その都度対応してください。
附則 経過措置	既存施設で設置規制区域外に設置されている施設において、県ガイドラインの事業計画書をこれから提出した場合は事業概要届出書の提出は不要となるのでしょうか（どの時点までにガイドラインの事業計画書を提出していれば事業概要届出書不要の対象となりますでしょうか）。	設置規制区域外に設置されている既存施設で、「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づく事業計画書の届出が完了しているものは、本条例に規定する事業概要届出書の提出は不要です。 ガイドラインに基づく届出は令和4年9月30日まで受け付けています。
	すでに完成し供用開始している施設は、着工時期にかかわらず全ての事業者該当し、手続き等必要でしょうか。	既に完成し供用開始している施設は、本説明会の第二部の資料における15ページ以降を参考に、手続きを行っていただくこととなります。 3の「着工時期にかかわらずすべての発電事業者に関する事項」は、すでに完成し供用開始している施設にも関係し、手続き等が必要となる事項です。